

多賀多目的運動場 利用料一覧表

運動場使用の期間及び時間並びに休場日

区分	使用期間	使用時間	休場日
天然芝球技場	4月下旬から10月下旬まで	午前9時から日没まで	月曜日
人工芝球技場	4月上旬から11月下旬まで	午前9時から午後9時まで	月曜日
多目的広場	4月上旬から11月下旬まで	午前9時から日没まで	-
管理棟	通年	午前9時から午後9時まで	月曜日、 12月28日から翌年1月3日まで

備考 ※休場日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌々日を休場日とする。

天然芝球技場 使用料

区分		使用料 (1時間当たり)
アマチュアスポーツに使用する場合	社会人	入場料を徴収しない場合 2,750 円 入場料を徴収する場合 8,250 円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 2,200 円 入場料を徴収する場合 6,600 円
催物に使用する	社会人	入場料を徴収しない場合 13,750 円 入場料を徴収する場合 41,250 円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 11,000 円 入場料を徴収する場合 33,000 円
興行又はこれに類するものに使用する場合	社会人	82,500 円
	高校生以下	66,000 円
設備、器具等		市長が定める額

備考

- (1)「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、天然芝球技場に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
(2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。

管理棟 使用料

区分		使用料 (1時間当たり)
会議室1	社会人	入場料を徴収しない場合 550 円 入場料を徴収する場合 1,650 円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 440 円 入場料を徴収する場合 1,320 円
会議室2	社会人	入場料を徴収しない場合 820 円 入場料を徴収する場合 2,470 円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 656 円 入場料を徴収する場合 1,976 円
調理室	社会人	入場料を徴収しない場合 550 円 入場料を徴収する場合 1,650 円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 440 円 入場料を徴収する場合 1,320 円
更衣室1,2	社会人	入場料を徴収しない場合 1,100 円 ※1室当たり 入場料を徴収する場合 3,300 円 ※1室当たり
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 880 円 ※1室当たり 入場料を徴収する場合 2,640 円 ※1室当たり
審判員控室	社会人	入場料を徴収しない場合 550 円 入場料を徴収する場合 1,650 円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 440 円 入場料を徴収する場合 1,320 円
設備、器具等		市長が定める額

備考

- (1)「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、会議室等に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
(2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
(3) 天然芝球技場をアマチュアスポーツに使用する場合(入場料を徴収しない場合に限る。)において会議室等を使用するときは入場料を徴収しない場合の規定を、天然芝球技場をアマチュアスポーツに使用する場合(入場料を徴収する場合に限る。)、催物に使用する場合又は興行若しくはこれに類するものに使用する場合において会議室等を使用するときは入場料を徴収する場合の規定を適用する。

(4) 冷暖房料は、別に実費を徴収する。

人工芝球技場 使用料

区分		使用料 (1時間当たり)
アマチュアスポーツに使用する場合	社会人	入場料を徴収しない場合 半面 1,100 円 全面 2,200 円
		入場料を徴収する場合 全面 6,600 円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 半面 880 円 全面 1,760 円
		入場料を徴収する場合 全面 5,280 円
催物に使用する	社会人	入場料を徴収しない場合 全面 11,000 円 入場料を徴収する場合 全面 33,000 円
		入場料を徴収する場合 全面 33,000 円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 全面 8,800 円 入場料を徴収する場合 全面 26,400 円
		入場料を徴収する場合 全面 26,400 円
興行又はこれに類するものに使用する場合	社会人	66,000 円
	高校生以下	52,800 円
設備、器具等		市長が定める額

備考

- (1)「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、人工芝球技場に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
(2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
(3) 照明に係る電気料は、別に実費を徴収する

照明使用料、冷暖房料

区分	使用料
半面	700 円 ※1時間あたり
全面	900 円 ※1時間あたり
冷暖房料	300 円 ※1時間あたり

多目的広場 使用料

区分		使用料 (1時間当たり)	
多目的広場1	アマチュアスポーツに使用する 場合	社会人	入場料を徴収しない場合 550 円 入場料を徴収する場合 1,650 円
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 440 円 入場料を徴収する場合 1,320 円
	催物に使用する	社会人	入場料を徴収しない場合 2,750 円 入場料を徴収する場合 8,250 円
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 2,200 円 入場料を徴収する場合 6,600 円
	興行又はこれに類するものに 使用する場合	社会人	16,500 円
		高校生以下	13,200 円
多目的広場2	アマチュアスポーツに使用する 場合	社会人	入場料を徴収しない場合 430 円 入場料を徴収する場合 1,310 円
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 344 円 入場料を徴収する場合 1,048 円
	催物に使用する	社会人	入場料を徴収しない場合 2,190 円 入場料を徴収する場合 6,570 円
		高校生以下	入場料を徴収しない場合 1,752 円 入場料を徴収する場合 5,256 円
	興行又はこれに類するものに 使用する場合	社会人	13,130 円
		高校生以下	10,510 円
設備、器具等		市長が定める額	

備考

- (1)「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、多目的広場に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
(2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。

売店等を設置する場合

区分		金額
売店を設置する場合	運動場をアマチュアスポーツに使用する場合	1㎡までごとに1日 600 円
	運動場をその他に使用する場合	1㎡までごとに1日 1,800 円
自動販売機を設置する場合		1台につき1月 3,720 円

備考

- (1) 使用期間が1月に満たないときは、1月を30日とする日割計算により計算する。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(2) 電気料は、別に実費を徴収する。

設備、器具等使用料

区分		使用料
いす	入場料を徴収しない場合	1脚1日 10 円
	入場料を徴収する場合	1脚1日 30 円
机	入場料を徴収しない場合	1台1日 20 円
	入場料を徴収する場合	1台1日 60 円
得点表示装置	入場料を徴収しない場合	1台1時間当たり 100 円
	入場料を徴収する場合	1台1時間当たり 300 円
電光掲示板	社会人	入場料を徴収しない場合 1時間当たり 3,300 円 入場料を徴収する場合 1時間当たり 9,900 円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 1時間当たり 1,650 円 入場料を徴収する場合 1時間当たり 4,950 円
放送機器	入場料を徴収しない場合	1式1日 1,270 円
	入場料を徴収する場合	1式1日 3,810 円
テント	入場料を徴収しない場合	1張1日 300 円
	入場料を徴収する場合	1張1日 900 円
電源使用	入場料を徴収しない場合	1キロワットアワー当たり 20 円
	入場料を徴収する場合	1キロワットアワー当たり 60 円

備考

- (1) いす及び机の使用料は、管理棟の会議室、調理室その他の室以外の施設において使用する場合に限り徴収する。